

# 平成28年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月2日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	那波 哲也
教育文化部長	田中 幸治
会計管理者兼 会計課長	浅野 薫夫
総務課長	足立 篤隆
企画課長	堀 仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島 直樹
書記	朝日 純子
主任	磯村 重和

1. 議事日程（第1号）

平成28年9月2日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第4号報告 平成27年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第5号報告 平成27年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第45号議案 専決処分の承認について
- 日程第8 第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第9 第47号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第48号議案 松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の締結について
- 日程第11 第49号議案 町道の路線認定について
- 日程第12 第50号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 第51号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第53号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第54号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第17 第55号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第56号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第57号議案 平成27年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成28年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島 功 士 議員

10番 長野 恒 美 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、事務局より報告いたします。

監査委員より、平成27年度5月分、平成28年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上です。

○議長（岡田文雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 工事の請負契約の締結であります。配水管の布設及び布設がえ工事が1件と、羽島用水のパイプラインの上部利用整備工事が1件、笠松町サイクリングロード中継拠点の遊具等の設置工事が1件、そして笠松町サイクリングロード中継拠点整備工事が1件、笠松町の運動公園整備の工事が1件、以上5件であります。これによる契約金額や、契約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましては、お手元の議案資料をお目通しいただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（岡田文雄君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

---

#### 日程第5 第4号報告、日程第6 第5号報告及び日程第7 第45号議案から日程第19号第57号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第5、第4号報告、日程第6、第5号報告の2報告及び日程第7、第45号議案から日程第19、第57号議案までの13議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第4号報告 平成27年度笠松町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成28年9月2日報告。笠松町長 広江正明。

第5号報告 平成27年度笠松町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成28年9月2日報告。

第45号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成28年9月2日提出。

記1. 平成28年7月29日専決。笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。  
第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を笠松町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成28年9月2日提出。

記、氏名、棚橋重廣、住所、羽島郡笠松町北及2064番地、生年月日、昭和23年11月18日。氏名、野々垣隆、住所、羽島郡笠松町月美町85番地、生年月日、昭和36年2月12日。

第47号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について。

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成24年笠松町条例第19号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年9月2日提出。

次に、23ページをお開きください。

第48号議案 松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の締結について。

平成28年8月10日地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づき、仮契約した松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成28年9月2日提出。

記1. 契約の目的、松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事。

2. 契約の金額、金1億2,960万円。

3. 契約の相手方、岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組、代表取締役 加藤大武。

第49号議案 町道の路線認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成28年9月2日提出。

記、整理番号 3251、路線名 田代65号線、起点 田代、終点 田代、重要な経過地なし。

整理番号 3252、路線名 北及66号線、起点 北及、終点 北及、重要な経過地なし。整理番号 3253、路線名 北及67号線、起点 北及、終点 北及、重要な経過地なし。

第50号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度笠松町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,215万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,922万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月2日提出。

次に、33ページをお開きください。

第51号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,182万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,850万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月2日提出。

次に、39ページをお開きください。

第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成28年9月2日提出。

第53号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成28年9月2日提出。

第54号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成28年9月2日提出。

第55号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成28年9月2日提出。

第56号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成28年9月2日提出。

第57号議案 平成27年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について。

平成27年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するとともに剰余金の処分をするものとする。平成28年9月2日提出。

○議長（岡田文雄君） それでは、提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出をさせていただいた案件は、まず健全化判断比率の報告が1件と資金不足比率の報告が1件、そして専決処分の承認が1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、笠松町の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例が1件、そして松枝処理分区管渠埋設工事請負契約の締結が1件、町道の路線認定が1件、平成28年度の一般会計ほか1件の補正予算、計2件、平成

27年度の一般会計ほか4件の決算認定5件、平成27年度の水道事業会計決算の認定並びに剰余金処分が1件、以上、報告を含め15件の案件であります。

このうち、議案書5ページの第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の棚橋重廣氏及び野々垣隆氏の任期が平成28年9月22日をもって満了することに伴い、引き続き両氏を同委員に選任するため町議会の同意を求めるものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長及び担当部長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続きまして、順次御説明申し上げます。

まず、1ページの第4号報告 平成27年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率、そこに書いてございます4つの指標について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

まず実質赤字比率で、こちらは一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。この実質赤字額がないためハイフン表示となっております。

また、連結実質赤字比率につきましても、こちらは全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であります。この連結実質赤字がないためハイフンの表示となっております。

続きまして、実質公債費比率につきましても、地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合、これは一部事務組合も含むものであります。5.7%でありました。なお、早期健全化基準は25%であります。

将来負担比率であります。地方債現在高、債務負担行為による支出予定額など、こちらは一部事務組合や地方公社、第三セクターも含むもので、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税参入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合で、89.7%であります。なお、早期健全化基準は350%であります。

平成27年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

2ページの第5号報告 平成27年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合でございますが、水道事業



会計、下水道事業会計とも資金不足がないためハイフンの表示としております。

続きまして3ページから4ページ、議案資料では11ページでございますが、第45号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるもので、1件、平成28年7月29日に専決させていただきました笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

こちらは、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布され、8月1日から施行されることとなったことに伴い、この条例で引用している児童扶養手当法施行令の条項にずれが生ずることとなったため、所要の規定整備を行ったものであります。

内容的には特になくて、第2条の定義であります。第1項第3号アでは、こちらは母子家庭等の母及び児童の規定が書いてあるところございまして、第1項第4号アのところは父子家庭の関係であります。それで、施行令のほうは4号から6号までが追加されておるわけですが、こちらは施行令のほうで、母子医療及び福祉医療の受給資格については児童扶養手当法施行令の規定の基づく所得金額で判定することとしており、今回の児童扶養手当の改正においては、加算額、第2子5,000円が1万円に、第3子3,000円が6,000円に引き上げられました。基本額は変更ございませんが、この基本額と同様、今の加算額が年収に応じて支給額を低減させるという改正が行われたものでございます。

施行期日は平成28年8月1日であります。

6ページから22ページ、議案資料では12ページから30ページにわたっておりますが、第47号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行によりまして、小規模な利用定員18人以下の通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また町が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月から地域密着型サービスに移行されたことに伴い、この地域密着型通所介護に係る基準に関し、従うべき、または参酌すべきとされている厚生労働省令を基準として所要の規定整備を行うもので、新たに第10章の地域密着型通所介護の、条文がちょっと長くて36条立ての1章を加えたものであります。

なお、この規定整備については、経過措置として法施行後1年以内に行うこととされておまして、それまでの間は厚生労働省令で定める基準をもって町の条例で定めた基準を満たすこととされております。

内容でございますが、基本的にはこの省令で定めた基準と全く同様の基準を規定するものがありますので、説明は省略させていただきます。議案の21ページの第219条に記録の整備という規定がございますが、この利用者に対するサービス提供記録の保存期間については、省令では2年間とされている基準を地方自治法で定められております介護給付費の返還請求権の消滅時効の5年間と整合性を図り、5年間の保存を事業所に義務づけるものであります。

御参考までに、笠松町内にあるサービス事業所は、2つの事業所でございます。

施行期日は平成28年10月1日であります。

続きまして、23ページの第48号議案、議案資料では31ページから32ページにわたっております。

松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

こちらは8月10日に開札し、同日に仮契約を行っております。

契約金額は、消費税込みで1億2,960万円。契約の相手方は、株式会社加藤組であります。契約の方法は、一般競争による電子入札を行わせていただきました。特別簡易型総合評価落札方式、入札金額に加えて大きく4つの項目で入札をさせていただきます。参加希望業者が9社ございまして、9社が応札いたしました。工期は、契約締結の日から来年の3月24日までであります。工事場所は、資料の32ページの地図に示されたように、笠松町北及地内の6.57ヘクタールの地域であります。工事内容でございますが、推進で行う管渠工が合計で235メートル。開削で行う管渠工が1,425メートル。マンホールの設置箇所が計34基。取り付け管の設置工につきましては61カ所を予定しております。

続きまして、24ページの第49号議案、議案資料では33ページから35ページにわたっております。

町道の路線認定についてであります。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

田代及び北及地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査委員会、ことしの7月25日に開催しておりますが、こちらにおいて規格に適合しているかどうか等適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

まず、資料の33ページの田代65号線ですが、場所は田代字社古地地内、こちらは株式会社ジーエフシーの北側でございますが、延長が81メートルのL字型の道路であります。幅員は6メートルから回転広場のあるところは13メートルとなっております。

それから、資料の34ページと35ページは同じ開発でできた道路でありまして、まず北及66号

線につきましては、これは場所はもちろん同じところで、北及字高坪地内で、66号線につきましては延長が54.6メートルのL字型の道路で、幅員につきましては6メートルから、両側隔切りがあるところでは13.1メートルとなっております。

また、北及67号線につきましては、66号の接点から西へ向かう道路で、延長が25.7メートル、幅員は6メートルから、こちらにも回転広場がございますが、そちらの部分は13メートルとなっております。

続きまして、25ページからの第50号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は3億5,215万3,000円となっております。こちらは前年度の繰越金の精算を行っておりますので、比較的大きな補正となっております。

まず歳出のほうから御説明申し上げますが、30ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第8目 諸費であります。こちらは西宮町町内会から要望のありました地区集会所の改修工事に対し助成を行うもので、地区集会所改修補助金を22万9,000円増額させていただいております。補助率は2分の1であります。

同じく総務費の第2項 企画費、第1目 企画総務費であります。こちらにつきましては平成29年7月に運用開始が予定されております社会保障・税番号制度の情報連携に関しまして、中間サーバー接続機器の設定や事前に実施する総合運用テストに係る対応が必要となることに伴い、中間サーバー接続機器運用支援委託料を48万6,000円増額させていただきます。

同じく企画費の第2目 広報費でございますが、こちらは各町内に設置の広報掲示板に関して改修等に係る補助申請が多く、予算に不足が生じる見込みのため、地域広報推進事業補助金を19万9,000円増額させていただきます。なお、この改修等経費につきましては3分の2、上限が3万円ということで補助させていただくものでございます。

それから、第3款の民生費から、8カ所で事業精算に伴う増減の補正がございます。こちらは平成27年度の事業精算でございますので、説明は省略させていただきます。

重立ったところだけ説明させていただきますと、31ページですが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目の児童措置費の中で、保育料の還付金を10万5,000円増額させていただいておりますが、こちらは保育料算定基礎となります市町村民税所得割が、確定申告により変更されたことに伴う保育料の変更がございましたので、過納となっております保育料を返還するため、こういった補正をさせていただくものであります。1人分であります。

それから第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、こちらは骨髄移植のための骨髄提供者等を支援するため、提供者と、今回の町の制度ではドナー休暇制度のある事業所で働いている提供者は除きますが、そのドナー提供者を雇用している事業所に対し助成制度を新設することに伴い、骨髄等ドナー助成金を21万円補正させていただくものでありま

す。

助成金の内訳としましては、提供者本人分1日2万円の7日分を見させていただきました。これにつきましては、県の補助金が2分の1手当てされます。また雇用事業所ですが、こちらは1日1万円の7日分を予算計上させていただいております。この分につきましては町単で対応するというものであります。

同じく衛生費の第2目 予防費のところでございますが、10月から定期予防接種としてB型肝炎予防接種を実施することに伴い、対象者に案内通知をするため通信運搬費を9,000円増額。そして予防接種委託料を267万7,000円増額するものであります。1歳までに3回接種するというものでございまして、対象実人員は192人ですが、予算的には延べ456人分を計上させていただいております。

それから、同じく第3目の健康増進事業費でございますが、こちらは6月に実施いたしました健康診査申し込み調査の結果、がん検診の受診希望者が増加しまして、予算が不足するため、検診の案内通知及び結果通知発送に係る通信運搬費を15万8,000円増額させていただきます。なお、検診委託料につきましては、12月までの受診状況を見て、不足すると思われる場合は第4回の定例会に補正を提案させていただく予定であります。

続きまして、32ページの第9款 教育費、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費であります。こちらは米野の戦い跡の碑の付近に米野の戦いに関する詳細な解説を掲載した大型解説サイン板を設置すること及び大塚権太夫の塚を訪れる方に塚の位置や歴史をわかりやすく表示する小型解説サイン板を設置することに伴いまして、工事請負費を249万円補正させていただきます。岐阜県の関ヶ原古戦場広域観光整備事業のハード・ソフトの補助金というものがございまして、こちらに応募したところ採択されましたので、その関係補正を提案させていただきますが、補助率は10分の10で、この観光補助金のほか、既に予定しております歴史未来館の1周年記念講演の事業にも補助金がいただけまして19万3,000円を充てさせていただく予定であります。

第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費であります。こちらは前年度繰越金を、3億3,693万1,000円全額計上させていただきまして、今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を2億655万6,000円増額させていただきます。平成28年度末の見込みでは、約7億8,200万円です。

また、第2目の社会資本整備基金費でございますが、こちら前年度繰越金の一部を今後の社会資本の整備充実に充てるため、社会資本整備基金に積み立てることに伴い、積立金を1億円増額させていただきます。平成28年度末見込みでは1億180万円強です。

そして、第4目の光文庫整備基金費でございますが、こちらは株式会社光製作所から光文庫整備を目的とした指定寄附をことしの6月23日付でいただきましたので、基金に積み立てるため、

積立金を200万円増額させていただきます。

以上が歳出でございます。歳入であります、ほとんど歳出のところで説明させていただきましたが、28ページの第14款の県支出金のところで1万2,000円の増額補正がございますが、こちらは民生委員の一斉改選に当たりまして、民生委員推薦会の開催に要した経費の一部が県費で負担されることに伴いまして、民生委員推薦会負担金を1万2,000円増額させていただいております。

以上が一般会計の補正であります。

33ページの第51号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回6,182万6,000円の増額補正をさせていただきます。

まず38ページの歳出でございますが、これは高齢者等実態調査の発送回収業務を委託業者から町で直接実施することに変更することに伴いまして、委託料を23万4,000円減額し、通信運搬費を30万9,000円増額するものであります。この差額がちょっと出ておりますが、こちらは従来民生委員さんにやっていた分も郵送に切りかえたため、若干通信運搬費が増となっております。

そして、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金の前年度繰越金の精算に伴いまして、負担金等償還金を3,127万1,000円、そして、先ほどありました一般会計繰出金1,045万2,000円を増額させていただきます。

また、前年度繰越金を全額予算計上して今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分について、介護保険基金に積み立てるため、基金積立金を2,002万8,000円増額させていただきます。

以上が介護保険の補正であります。

39ページの第52号議案から43ページの第56号議案までの決算認定の5議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

また、44ページの第57号議案の水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すとともに、剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当部長より説明させていただきます。

○議長（岡田文雄君） この際、11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についてから第56号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括して説明させていただきます。

お手元の平成27年度決算説明資料により御説明をいたします。

まず、1ページから2ページをごらんください。

一般会計と4つの特別会計の決算を総括した表でございます。

5つの会計の決算額の合計は、歳入総額139億9,808万9,142円、前年度に比べまして3.4%の増、歳出総額は131億5,773万798円で、前年に比べ2.7%の増、歳入歳出差引額は8億4,035万8,344円となりました。下の円グラフは、各会計の歳入及び歳出決算額の構成割合をあらわしたものでございます。

次に、3ページから4ページをごらんください。

一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計は77億2,216万8,236円で、前年度に比べまして4,178万9,845円、0.5%の増となっております。

第1款の町税は、収入済額が26億9,940万7,795円で、前年度に比べまして4,802万4,254円、1.7%の減となっております。主な要因といたしましては、町民税のうち、法人町民税の税率改正、これは税率が12.3%から9.7%に引き下げられたことによります影響に加え、製造業、建築資材販売業等の業績不調による減、また固定資産税の平成27年度評価がえによる減などによるものでございます。また、町税の未収入額は不納欠損額を含めまして1億3,004万3,234円で、こちらは前年度に比べ88万7,312円、0.7%の減となっております。収納率は95.4%で、対前年度マイナスの0.1%となりました。

次に、第6款 地方消費税交付金は、収入済額が4億1,869万3,000円で、前年度に比べまして1億6,472万4,000円、64.9%の増となっております。これは消費税率の引き上げによります引き上げ分が満額収納されたことによる増でございます。

第9款の地方交付税は13億1,163万1,000円で、前年度に比べまして1億2,865万6,000円、10.9%の増となっております。普通交付税が前年度に比べまして9,416万7,000円の増、主な要因といたしましては、まち・ひと・しごと創生事業に対応いたしまして、人口減少等特別対策事業費が新設されたことによるものでございます。また、特別交付税は前年度に比べまして3,448万9,000円の増でした。主な要因といたしましては、防衛施設周辺整備事業、具体的には防災行政無線の施設設置でございますとか、広域連合の指令台の整備、こういった事業の実施

が特殊財政需要として算定されたことによるものでございます。

続きまして、第11款 分担金及び負担金は、主に保育料でございますが、1億2,390万6,508円で、前年度に比べまして726万2,477円、6.2%の増となっております。未収入額欄に記載されました793万2,490円は、保育料、放課後児童クラブ利用料の未収入額で、前年に比べますと86万2,860円、9.8%の減となっております。

第12款の使用料及び手数料は6,713万6,646円で、前年度に比べ27万7,847円、0.4%の増となっております。こちらの未収入額欄に記載されております12万1,330円は、産業廃棄物処理手数料でございます、事業者が破産手続中のため未収入となっているものでございます。

続きまして、第13款 国庫支出金は8億1,947万7,169円で、前年度に比べまして9,839万8,434円、13.6%の増となっております。主な要因といたしましては、新規に地方創生関連事業ということで地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金が6,683万6,000円、防災行政無線整備の関連で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金が2,538万7,000円、これらの交付を受けたことによるものでございます。また、国庫支出金の未収入額1億1,569万5,000円は、繰越明許費といたしまして翌年度へ繰り越したいたしました地方創生推進事業、情報化推進事業、年金生活者等支援臨時福祉給付事業の特定財源といたしまして収入が見込まれているものでございます。

第16款の寄附金は2億2,362万2,522円で、前年度に比べまして1,737万697円、8.4%の増となっております。寄附金の内訳といたしましては、名誉町民 松原登士弘氏から、歴史未来館建設事業費といたしまして1億5,000万円を含め、篤志者からの寄附金19件、1億7,176万7,472円と、かさまつ応援寄附金が5,716件、金額にいたしまして5,185万5,050円で、それぞれ皆様の御意思のもとに施設整備や備品購入のほか、基金への積み立て等をさせていただきました。

第17款の繰入金金は4億2,211万3,953円で、前年度に比べまして7,289万9,484円、14.7%の減となっております。こちらの主な要因といたしましては、財政調整基金からの繰り入れが前年度に比べまして9,805万9,000円ほど減になったことによるものでございます。

第20款 町債は5億260万円で、前年度に比べますと3億9,210万円、43.8%の減となっております。主な要因は、平成26年度に比べまして庁舎耐震補強大規模改修事業債が3億5,990万円、臨時財政対策債が2,000万円減少したことによるものでございます。

続きまして、5ページから6ページをごらんください。

こちらには一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものでございます。

支出済額の合計は71億458万1,088円、前年度に比べますと1億2,395万6,868円、1.7%の減となっております。

歳出予算の執行率は、右端一番下にございますように94.4%という執行率となっております。

なお、翌年度の繰越額欄に計上してございます総務費の8,650万円は、情報化推進事業4,850万円と地方創生推進事業3,800万円の2つの事業費、民生費の7,099万5,000円は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、教育費の2,620万円は、給食センター建設事業費を繰り越しさせていただいたものでございます。

なお、歳出の詳細につきましては、後ほど決算認定資料に沿って御説明をさせていただきます。

次に、7ページから8ページをごらんください。

こちらには、地方財政状況調査によります普通会計の年度別収支状況を過去5年間分表示させていただきました。

平成27年度の状況といたしましては、歳入歳出差引額、形式収支C欄は6億1,758万7,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源でありますD欄の2,990万円を差し引いた額、実質収支E欄は5億8,768万7,000円となりました。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額である単年度収支F欄は1億8,661万6,000円の黒字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄の1億8,234万7,000円を加え、基金取り崩し額I欄の1億8,594万4,000円を差し引いた額、実質単年度収支は1億8,301万9,000円の黒字となりました。過去4年間ずっと単年度収支は赤字でございましたが、平成27年度においては赤字を脱却したという状況となっております。

続きまして、以降の9ページから24ページには、決算データといたしまして、それぞれ決算額の多い順でありますとか歳出の性質別の経費、目的別の経費等を過去の推移等を含めてデータとして掲載をさせていただいておりますので、また後ほどお目通しのほどをよろしく願いをしたいと思っております。

飛んでいただきまして、25ページ、26ページをごらんいただきたいと思っております。

上段には給与費を表示いたしております。共済費を含みます給与費の合計額は8億3,578万1,772円で、前年度に比べ1,562万4,356円、1.8%の減となっております。職員数は平成27年4月1日現在で127人、年度内に4人が退職いたしまして、新年度4人採用いたしておりますので、平成28年4月1日現在の職員数は127人となっております。職員の新陳代謝は図れつつある状況にあると考えておるところでございます。

下段には、町債の状況を表示させていただきます。平成27年度末現債額は63億5,979万7,121円で、前年度に比べまして1億29万2,574円、1.6%の増となりました。平成27年度中の起債額は、総務債が庁舎耐震補強事業で7,630万円、臨時財政対策債で3億8,000万円、計2件で4億5,630万円です。土木債といたしまして、運動公園改修事業が2,430万円、サイクリングロード整備事業で2,200万円、小計で2件で4,630万円、合計では4件、5億260万円となっております。



また、平成27年度中の償還完了につきましては、土木債が3件、教育債が1件、計4件でございました。これらを加えますと借入件数といたしましては4件借り入れをいたしまして、4件償還が完了いたしましたので、増減なしで83件という借入件数になっております。

続きまして、一般会計の歳出につきまして御説明をさせていただきますので、決算認定資料の47ページをごらんください。

平成27年度から28年度への繰越明許事業につきましては、該当する款項の欄に翌年度への繰越明許額と表示をさせていただいております。繰越明許事業は、繰越明許費繰越計算書に掲載をさせていただきました4事業で、第2款 総務費、第2項 企画費で2事業、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で1事業、第9款 教育費、第4項の学校給食センター費で1事業に表示をしております。またその都度御説明を申し上げたいと思います。

第1款の議会費でございますが、7,928万3,000円で、前年度に比べますと925万9,000円、13.2%の増となりました。こちらは職員異動に伴う増でございます。

第2款 総務費は10億4,575万1,000円で、前年度に比べますと3億3,019万1,000円、24.0%の減となっております。総務費の対前年度比減の主たる要因は、庁舎耐震補強工事の減によるものでございます。

続きまして、49ページをごらんください。

第6目の防災対策費では、災害に備えまして防災備品、防災備蓄品の計画的な充足に努めさせていただいたところでございます。また、防災行政無線管理事業（同報系）では、災害時に有力な情報伝達手段となります防災行政無線について、平成27年度から2カ年をかけての行政無線デジタル化整備工事に着手したところでございます。屋外子局の更新・増設によりまして、住民の皆さんのさらなる安全確保を推進してまいります。

続きまして、51ページをごらんください。

第7目の諸費では、定住促進事業といたしまして291件、1,853万8,000円の助成をさせていただいたところでございます。

第8目 国際交流事業費では、平成5年度から交流をしてまいりましたイナラハン・ミドル・スクールと笠松中学校が平成27年12月11日に姉妹校提携を結びました。提携によりまして学校間の体制が整いましたので、お互いの生徒たちがより充実した国際交流ができるよう、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

第2項 企画費では、翌年度への繰越明許額8,650万円が表示されております。こちらのほうの内訳は、情報化推進事業の地方公共団体セキュリティ強化対策事業委託等で4,850万円、地方創生推進事業の地方創生加速化交付金を活用する事業といたしまして、まちめぐり支援アプリ開発に関する事業費3,800万円を平成28年度に繰り越して実施することといたしましております。

第1目 企画総務費のかさまつ応援事業では、岐阜工業高校デザイン工学科の生徒、町内事業者、行政の連携強化の充実を図りますとともに、8月からはポイント制を導入することによりまして、一層魅力的なお礼の品を提供することによりまして5,716件、5,185万5,050円の寄附をいただきました。寄附金は基金に積み立てて、年度末の基金額は7,651万9,368円となっております。

続きまして、53ページをごらんください。

公共施設等総合管理計画策定事業は、今後の公共施設等のあり方を示す計画でございまして、平成27年、28年度の2カ年事業といたしまして、現在も計画策定を進めさせているところでございます。

第5目の地方創生推進事業費では、人口減少対策を行う地方創生の交付金を活用した事業といたしまして、プレミアム商品券の発行事業、地方創生総合戦略策定事業、歴史未来館の魅力向上事業、子育て家庭の防災対策強化事業ですとか、英語教育の拡充事業、またレンタサイクルを実施しました事業などを実施させていただきました。引き続き地域の強みであります歴史や文化を生かしながら、人口減少を克服し、今後も持続的な発展を遂げるため、各種の施策に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、55ページをごらんください。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの発行状況を記載してございます。平成28年3月31日現在では461枚の交付状況ということになっております。

第3款の民生費は24億3,091万7,000円で、前年度に比べますと4,544万円、1.9%の増となっております。

第1項 社会福祉費のところ、翌年度への繰越明許額で7,099万5,000円と上がっておりますが、こちらのほうは、後ほどちょっとお話ししますが、第10目の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費を平成28年度に繰り越しさせていただいて実施をするものでございます。

第1目 社会福祉総務費では、特別会計繰出負担事業が4億5,721万4,000円で、前年度に比べますと2,523万1,000円の増となっております。こちらのほうも介護保険等々の給付費の増に伴いまして負担が増加してきているというものでございます。

続きまして、57ページをごらんください。

第3目の老人福祉費の中で、在宅老人福祉事業では、高齢者見守りネットワーク事業ということで、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らせる体制づくりとして、配達など日常的に家庭を訪問する新聞販売店や郵便局など6つの事業者と協定を締結いたしまして、ふだんの活動時に高齢者を見守り、何か異変を感じたときには町へ連絡をいただくというもので、事業者の皆さんの御協力をいただきながら、地域ぐるみでの高齢者の見守り体制の強化を図ったところで

ございます。

続きまして、59ページをごらんください。

第4目 障害福祉費では、障がい者自立支援給付事業でございますが、こちらも給付件数の増加によりまして、前年度より3,304万3,000円増の2億9,238万3,000円となっております。

一番下の第10目でございますが、こちらは先ほど御説明したとおり、平成28年度に繰り越して実施するというので決算額欄はゼロという表示になってございます。

続きまして、ちょっと飛んでいただきまして、65ページをごらんください。

こちらのほうは、子ども・子育て支援基金積立事業ということで、子供が心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を図るため、新たに基金を設置させていただきました。篤志者からの寄附2件を積み立てし、今後事業に充てて活用させていただく予定でございます。

第4款 衛生費は6億8,080万7,000円で、前年度に比べますと4,530万円、6.2%の減となっております。

第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費の母子保健健康診査事業では、平成27年度から新たに一般不妊治療費の助成事業を実施させていただいております。

次に、69ページをごらんください。

第5目の環境衛生費の火葬場管理運営事業では、炉の改修ですとか台車の修繕など、必要な施設の整備をさせていただいたところでございます。

第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費の中では、平成27年度のごみ収集・処分事業の中で、ごみ処理量は表示のとおり7,846トンで、前年度に比べますと73トン、0.9%の減という状況になってございます。

次に、71ページをごらんください。

こちらのほうの可燃ごみ（焼却）処分事業では、搬入量が7,041トンで、前年度に比べますと5トン、0.1%の減という状況になりました。また、地域からの御要望も受けまして、移設式の不法投棄監視カメラを1台追加購入させていただきまして、地域への貸し出しをすることによる不法投棄対策事業などもあわせて実施をさせていただいたところでございます。

続きまして、73ページをごらんください。

第2目のし尿処理費では、し尿（浄化）処分事業で、投入量は5,378トンで、前年度に比べますと477トン、8.1%の減となりました。平成26年度に規模の大きな事業所が下水道切りかえ工事を実施されまして、浄化槽汚泥の最終清掃を終えたことなどによりまして、投入量が減少したと推定をいたしております。

続きまして、第5款 農林水産業費は4,973万4,000円で、前年度に比べまして947万2,000円、16%の減となりました。

第1項 農業費、第3目の農業振興費では、農業再生事業に記載をさせていただいております。

すように、平成27年産生産確定数量は393トンで、前年度に比べまして11トン、2.7%の減となりました。平成27年の水稲生産目標面積は85.25ヘクタールに対しまして、水稲作付確定面積が84.84ヘクタールで、生産調整は達成されているという状況でございます。

第6款 商工費は6,997万9,000円で、前年度に比べまして121万4,000円、1.8%の増でございました。

75ページをごらんください。

第2目の商工振興費では、産業振興支援事業といたしまして28件、1,497万3,000円の助成をさせていただきました。

第7款 土木費は9億2,944万5,000円で、前年度に比べまして1,790万1,000円、1.9%の減となりました。

第2項 道路橋梁費、第3目の交通安全施設費では、特に平成27年度、町内全域に設置をいたしました約3,100基の街路灯をLED照明灯に交換をさせていただきました。これによりまして、引き続き地域の防犯力の向上に努めますとともに、消費電力の軽減による二酸化炭素の排出抑制及び電気料金の削減にもつなげておるところでございます。なお、この事業の実施に際しましては、ふるさと振興基金及びかさまつ応援基金を活用させていただきました。

次に、77ページをごらんください。

第4項 都市計画費、第2目の公園費では、サイクリングロード整備事業については、蘇岸築堤記念碑公園に、中継拠点として休憩所やトイレを備えた水防センターを建設させていただきました。水害対策に加えまして、サイクリングロードを利用する人々の憩いの場所として活用をしてみたいと思います。また、運動公園改修事業では、子供たちが楽しめる大型複合遊具「かさまるくん」を整備させていただきました。引き続き町内外から多くの人々が集い、楽しい親子の触れ合いの場となるよう整備を進めてまいります。

第8款の消防費は3億4,906万2,000円で、前年度に比べますと1,416万円、3.9%の減となりました。主な減の要因は、平成26年度に消防ポンプ自動車を購入・更新したことによるものでございます。

続きまして、79ページをごらんください。

第9款 教育費は8億1,531万円で、前年度に比べますと1億670万8,000円、15.1%の増となりました。主たる増加の要因は、歴史未来館の建設工事によるものでございます。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費では、特色ある教育活動推進事業の中で、新たに小学5年生の全児童を対象にトップアスリートによる夢を持つこと、夢に向かって努力することの大切さを伝えるJFAこころプロジェクト「夢の教室」の授業を3小学校で実施し、笠松の子供たちの明るい未来の創造に向けての取り組みを開始いたしました。

第2項の小学校費では、笠松小学校の講堂と松枝小学校体育館の非構造部材の耐震化工事を

実施し、全ての小・中学校の児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮するとともに、避難所施設としての機能拡充にも努めたところでございます。

次に、83ページをごらんください。

第4項の学校給食センター費では、翌年度へ繰越明許額2,620万円、こちらは給食センターの建設事業といたしまして、設計等業務委託などを平成28年度に繰り越しをして実施するものでございます。

続きまして、85ページをごらんください。

第4目の歴史民俗資料館費では、6月6日に開館いたしました歴史未来館は、従来の歴史や民族、自然に加えまして、産業や科学に関する資料の展示も行う新しいタイプの資料館として生まれ変わりました。この施設を拠点にさまざまな人々が集い、交流を通じて地域づくりやにぎわいのあるまちづくりが創出されるよう管理運営に努めてまいります。

第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、公共施設の予約システムを構築いたしまして、利用者の皆さんの利便性の向上に努めさせていただいたところでございます。

続きまして、87ページをごらんください。

第10款の公債費は4億5,849万8,000円、前年度に比べ295万円、0.6%の増でした。借入先別の元金及び利子償還額並びに年度末の未償還元金は、表に記載をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、第11款 諸支出金は1億9,579万5,000円、前年度に比べ1億2,749万6,000円、186.7%の増となりました。増加の要因といたしましては、余剰財源の積み立てによります財政調整基金積立事業、また不動産売却収入積み立てによります社会資本整備基金積立事業の増によるものでございます。

続きまして、特別会計の決算状況について御説明をいたしますので、戻っていただきまして27ページをごらんください。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が33億3,963万4,057円、12.2%の増、歳出総額は32億388万3,393円で15.7%の増、差引額1億3,575万664円という状況になりました。歳入総額の19.2%を占めます国民健康保険税は、収入済額で6億3,920万9,528円、4.6%の減となりました。平成27年度の医療給付費分の税率は、所得割6.0%、資産割が35.0%、均等割2万4,000円、平等割が3万4,000円、限度額は52万円でございます。収納率の合計は73.2%で、1.3%の減となっております。現年課税分が91.5%で、前年度に比べ0.2%の増、滞納繰越分は18.5%で前年度に比べ1.1%の増という状況となっております。また、未収入額は2億3,362万6,664円で、前年度に比べますと378万2,913円、1.6%の増という状況となっております。

続きまして、30ページをごらんください。

こちらのほうには療養給付費等の状況を示させていただいております。被保険者1人当たり

の療養給付費及び療養費の合計額は、一番上の表の合計額、右のほうでございますが、29万3,290円ということで、前年度に比べますと9.7%の増という状況でございます。

次に、31ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が2億3,272万8,821円、2.6%の増、歳出総額は2億3,128万8,814円、4.3%の増でございます。差引額は144万7円となっております。歳入総額の68.8%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で1億6,000万8,800円、保険料率は、所得割が7.99%、均等割が4万1,840円、限度額は57万円となっております。収納率の合計は98.7%で、0.7%の増という状況でございます。未収入額は216万9,700円で、前年度に比べまして112万1,400円、34.1%の減という状況でございます。

続きまして、34ページをごらんください。

こちらのほうでは、笠松町の保険料で、平成27年度の平均被保険者数は、表示のとおり2,793人で、1人当たりの保険料は5万6,896円。広域連合全体の保険料といたしましては、平均被保険者数が27万8,269人、1人当たりの保険料は5万6,335円という状況になっております。

次に、35ページをごらんください。

介護保険特別会計は、歳入総額が17億7,321万4,217円で、3.7%の増、歳出総額は17億1,115万5,722円、2.1%の増でございます。差引額は6,205万8,495円となりました。歳入総額の22.5%を占めます介護保険料は、収入済額で3億9,887万6,000円でした。本年度におけます介護保険料は、第5段階の基準年額で、年額6万7,800円でございます。収納率の合計は97.5%ということで、前年度に比べますと0.4%の増ということになっております。未収入額は1,016万9,900円で、前年度に比べ51万9,300円、5.4%の増でございます。

続きまして、37ページ、38ページをごらんください。

こちらのほうには、介護サービス費等々の状況が記載してございます。受給者1人当たりの月平均は、合計で、ちょうど38ページの右上になりますが、16万6,258円、前年度に比べますと0.8%の増という状況になっております。それぞれ居宅介護サービス費、施設介護サービス費、地域密着型介護サービス費については表示のとおりでございます。

続きまして、39ページをごらんください。

下水道事業特別会計は、歳入総額9億3,034万3,811円で、1.1%の減、歳出総額は9億682万1,781円で、1.5%の減でございます。差引額は2,352万2,030円という状況でございます。歳入における使用料及び手数料は、収入済額で2億4,960万8,688円で、前年度に比べますと5.6%の増となっております。使用料の収納率は98.6%でございます。また、未収入額は347万784円で、前年度に比べますと28万5,173円、9.0%の増となっております。

平成27年度末におけます下水道の整備率は、全体の計画区域面積683ヘクタールに対しまして72.4%、認可区域面積668.4ヘクタールに対しまして74%、水洗化率は、人口で80.7%とな

りました。また、町債の状況を一番下に掲げてございますが、平成27年度末の現債額は48億7,828万6,127円で、前年度に比べますと2億7,621万4,646円の減となりました。平成27年度中の起債額は、公共下水道事業で1件、8,150万円。平成27年度中に償還が完了いたしましたものは、木曾川右岸流域上水事業で2件でございました。未償還件数は123件、前年度に比べますとマイナスの1件となっております。

続きまして、42ページをごらんください。

こちらには、財政関係指数等の推移を5年間分表示させていただきました。まず財政力指数でございますが、平成27年度におきましては、上から4段目でございます0.692という数値でございました。こちらのほうは数値が高いほどよいとされておりまして、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均値を表示したものでございます。まだ出そろっておりませんので、県下は平成26年度の数値比較になりますが、平成26年度の県下の平均は0.51、笠松町は、前年ですと0.691という数字でございますので、上から12番目にあるというような状況になっております。

次に、経常収支比率は83.0%でございました。一般的には70から80の間とされ、この数値が低いほど財政に弾力性があり、高いほど財政が硬直化していると言われるものでございます。同じく平成26年度でございますが、県下の平均は92.5%、笠松町は87.5%でございますから、高いほうから18番目という状況になっております。こちらのほうは平成27年度におきまして大分好転したというような状況になっております。

続きまして、実質公債費比率は5.7%で、こちらは一般会計、特別会計、一部事務組合等への繰出金も含めました公債費の標準財政規模に占める割合を示したものでございます。平成26年度の県下平均は15.3%でございました。笠松町は6.0%でございますので、低いほうから数えて14番目という状況になっております。平成27年度におきましても街路灯のLED照明交換工事でありますとか、火葬場の施設整備工事等、普通建設事業の実施に伴いまして基金からの繰り入れにより積立金残高が減少をしているという状況になってございます。

続きまして、46ページをごらんください。

こちらのほうは、昨年度の決算資料から新たに追加をなされた項目でございます。地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費ということで、消費税の引き上げ分の地方消費税収は、消費税法の規定によりまして社会保障施策に充てることとされているところでございます。それを受け、地方公共団体においてもその用途等を決算書、説明資料に明示することとされており、新たに追加をさせていただいている項目でございます。

平成27年度におきましては、地方消費税交付金といたしまして4億1,869万3,000円を歳入いたしました。このうち社会保障財源化分として1億7,477万9,000円を充当することとされておりますので、下の表に掲げたそれぞれの事業に当該金額を充当させていただいたというもので

ございます。

続きまして、決算財産に関する調書について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、こちらのほうは平成27年度一般会計の歳入歳出決算書の88ページをごらんいただきたいと思えます。

それでは、決算財産に関する調書ということで、1つ目の公有財産についてでございます。

土地及び建物につきましては、増減のあった部分について御説明を申し上げますと、土地の行政財産の欄で消防施設が79平方メートルの減となっております。こちらは4カ所の貯水槽の土地を固定資産税と突合いたしました結果により修正をさせていただいたものでございます。

次に、土地の普通財産の中で、その他の土地建物ということで1,889平方メートルの増となっております。4つの事由によるものでございまして、まず1つ目は、円城寺地内の貯留施設の用地で1,754平方メートルの増、こちらのほうは供用開始までの間、普通財産として管理することとし、計上させていただいたものでございます。2点目が田代持ちの田代889のうちの土地で、456平方メートルの増でございます。こちらは町の管理地であるということから、普通財産として計上させていただきました。3つ目が宮川町60番地の土地で119平方メートルの増でございます。こちらのほうは空き家対策といたしまして、町において購入したことによる増でございます。4つ目は岐南町野中7丁目143番地の土地で、440平方メートルの減でございます。こちらは売却による減でございます。以上の増減理由によりまして1,889平方メートルの増ということになっております。

次に、建物の木造、行政財産の水防センターのところでございますが、こちらは120平方メートルの増となっております。先ほど御説明申し上げましたサイクリングロード中継拠点の水防センター建設による増でございます。

次に、建物の木造、普通財産の38.01平方メートルの増は、土地同様に空き家対策といたしまして購入しました宮川町の空き家に係る部分の増でございます。

建物の非木造、行政財産の歴史未来館994.35平方メートルの増は、昨年度未来館を建設したことによる増でございます。

次に、90ページ、91ページをごらんください。

2番の有価証券は、年度中の増減はございませんでした。

3番の出資による権利の出捐金2万円は、岐阜県信用保証協会への増額分でございます。

2つ目の物品でございますが、自動車は貨物自動車を2台購入いたしまして、2台は老朽化により廃車をさせていただきましたので、結果的には増減なしということになっております。パーソナルコンピューターは380台で増減がございませんでした。

次に、92ページ、93ページをごらんください。

3つ目の基金でございますが、平成27年度には笠松町子ども・子育て支援基金を新設させて



いただきました。年度末における基金の状況といたしましては、合計で23件、18億4,078万6,683円という状況になっております。平成26年度と比べますと9,302万6,275円の減という状況になっております。

次に、94ページ、95ページをごらんください。

こちらには高額療養費資金貸付基金と土地開発基金の運用状況を記載させていただいております。

以上で決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の途中ですが、1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の説明の続きを行いたいと思います。

那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） それでは、第57号議案 平成27年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についてですが、平成27年度水道事業会計決算をもって説明をさせていただきます。

まず最初に、1ページから4ページの決算報告書をごらんください。

1の(1)収入収支についてですが、水道事業収益は、決算額2億6,168万5,772円で、対前年度7.2%の減でございます。水道事業費用は、決算額2億2,515万8,299円で、対前年度5.5%の減となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明させていただきます。

続いて、3ページから4ページをごらんください。

(2)資本的収支についてですが、資本的収入は、決算額4,817万3,510円で、対前年度72%減となりました。これは、昨年度実施いたしました第4水源地機械電気設備等の更新工事において企業債を1億5,900万円借り入れており、その分が減額となったものでございます。

資本的支出については、決算額1億3,924万9,763円で、対前年度47.7%の減となりました。主な建設改良の工事の内訳は、13ページの事業報告書内の工事概況に、償還等の詳細については27ページから28ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,107万6,253円につきましては、損益勘定留保資金の過年度分6,432万8,500円、当年度分2,021万9,765円、当年度分消費税資本的収支調整額652万7,988円で補填しました。

続いて5ページからの財務諸表で、1年間の経営成績を明らかにするため、その期間中に得た全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、経営活動によってどれだけの効果があ

ったかを示す2の損益計算書についてですが、節別の明細は附属書類の21ページ以降にありますので、御参照いただければと思います。

1. 営業収益は1億9,531万6,148円で、対前年度0.3%の増となりました。営業収益の大部分を占める給水収益においては、対前年度0.1%の増で、供給件数は増加しているものの、生活環境の変化によりほぼ同額となっております。

ここで、業務量の概要が14ページに記載してありますのでごらんください。

年度末の給水戸数は8,653戸と前年度に対して162戸の増になりました。また年間配水量は前年度に対して3.3%増の280万9,413立方メートルとなりました。なお、有収率については84.9%で、対前年度比2.8%減となり、配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。また、給水に要する単位費用である給水原価は75.09円で、昨年度の77.53円から減少となり、単位収益である供給単価80.92円を5円83銭下回りました。

5ページに戻りまして、2. 営業費用は1億9,937万1,657円で、対前年度9%の減となりました。これは、昨年度は漏水調査や管理図の修繕を実施しなかったこと及び工事の減による資産減耗費が減少したことによるものが大きな要因となっております。

3. 営業外収益は4,888万3,141円で、対前年度17.3%の減となりました。これは給水装置の新設等の申込者はほぼ同額であったんですが、昨年度は会計制度の改正による長期前受金戻入が新たに発生し、今年度はその収入が約1,000万円減少したことによる減でございます。

4. 営業外費用は917万7,893円で、対前年度64.3%の増となりました。これは企業債支払利息が102万円増加したことなどにより増額となったものであります。経常利益は3,564万9,739円で、対前年度21.8%の増となりました。

5. 特別利益は53万4,676円で、対前年度87.9%の減となりました。これは、昨年度は水道事業会計からの退職者がおりましたが、退職金負担分を水道事業会計より直接支払う必要のなかった分について特別利益として計上したためであります。

6. 特別損失としては637万7,250円で、対前年度21.5%減となりました。これは、昨年度は会計制度改正により賞与引当金や貸倒引当金が計上されたことによります。当年度の純利益は、対前年度16.6%増の2,980万7,165円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,307万1,543円に当年度の純利益を加え、当年度の未処分利益剰余金は4,287万8,708円となりました。

続いて、7ページをごらんください。

3の剰余金計算書については、10ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金で、減債積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額200万円を加算

し6,869万円、建設改良積立金の年度末の残高は、前年度末残高から前年度処分額2,300万円を加算し2億2,956万5,896円、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,307万1,543円に、純利益2,980万7,165円を加えた4,287万8,708円となりました。

次に、8ページの財政的基礎を確立し、健全な経営を行うために、毎事業年度に生じた利益の一部等を議会の議決を得て処分する剰余金処分計算書（案）についてですが、当年度の未処分利益剰余金4,287万8,708円を減債積立金に400万円と、建設改良積立金に2,600万円の計3,000万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金については、前年度とほぼ同額の1,287万8,708円にしたいと考えます。

続いて、9ページから10ページをごらんください。

5の貸借対照表で、資産の部においてですが、固定資産では、公用車の更新や無停電電源装置蓄電池の更新などがありました。固定資産の詳細については、25ページから26ページの固定資産明細書のとおりでございます。有形固定資産の現在高の合計は、対前年度0.1%増の25億3,868万3,170円となりました。

流動資産では、対前年度19.9%増の5億88万3,185円となり、その内訳は、現金預金で、対前年度14.4%増の4億4,328万3,679円、未収金は工事負担金等で、対前年度90.2%増の5,738万7,292円、主なものは水道管支障移転工事負担金で、下水道工事に伴うものが1,504万9,990円、排水路管理に伴うものが3,107万7,000円、水道料金の未収金で844万9,564円、7月末までの納付額は683万6,730円となっており、水道料金の平成27年度現年度分の未収金は784万4,976円、3月末の収納率は96.2%で、悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図れるように努めています。資産の合計は、対前年度比2.9%増の30億3,956万6,355円となりました。

負債の部については、固定負債の合計は、対前年度比1.3%減の4億6,072万677円となっております。企業債は元金償還により減少、引当金は退職給付引当金が増加しております。流動負債の合計は、対前年度比44%増の1億3,007万3,113円となっております。これは未払い金の増が主な要因であります。未払い金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で828万8,777円、消費税未払金の営業外未払金で602万3,100円、排水管及び排水補助管布設がえ工事等のその他の未払金で1億169万1,720円となっております。繰延収益は、長期前受金が対前年度比2%増の10億9,691万9,031円となりました。負債の合計は、対前年度5,554万円増となる16億8,771万2,821円となりました。

資本の部においては、資本金では、昨年度新会計移行処理により発生した未処分利益剰余金の資本金への振り替えが行われたことにより、資本金合計は10億1,071万8,930円となっております。

剰余金につきましては、7ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本合計は13億5,185万3,534円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の30億3,956万6,355円という平成28年3月31日現在における貸借対照状態となりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

11ページ以降につきましては決算の附属書類ですのでお目通しをお願いし、説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 平成27年度各会計の歳入歳出決算、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、平成27年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） それでは、御報告申し上げます。

別紙、各会計の決算審査意見についてを御参照ください。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類を平成28年8月16日、17日、18日の3日間にわたり、笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので御報告申し上げます。

なお、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じて適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されております。また、予算についても適正に執行されておりました。

それでは、本年度の一般会計の決算額は、歳入77億2,216万8,236円、歳出71億458万1,088円であり、前年度と比較すると、歳入で0.5%上昇、歳出で1.7%低下しております。これに各特別会計を加えました決算総額は、歳入139億9,808万9,142円、歳出131億5,773万798円であり、前年度と比較すると、歳入で3.4%、歳出で2.7%上昇しておりました。

また、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えました実質単年度収支については、1億8,301万9,000円の黒字となり、前年度の1億4,130万1,000円の赤字から脱却しました。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は83.0%で、前年度より4.5%好転しており、財政の弾力性が向上したと言えます。

しかしながら、本町の財政状況は引き続き厳しい状況に変わりはないと思料されます。このことから、歳入にあっては、一般財源の大半を占める税等の自主財源の確保充実や収入未済額の縮減に最大限努める必要があります。一方で、歳出に当たっては、人件費、扶助費、公債費などの経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹とし、各施策・事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化に

つながることを期待するものであります。

なお、一般会計及び各特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付させていただいたとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の目的及び使途を整理し、有効な活用方法について調査研究されるよう望むものであります。

また、公有財産についても適正に管理されておりました。

最後に、財政健全化法の施行に従い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月16日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類についても適正かつ正確に作成されていることが認められます。健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、水道事業会計について報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成28年8月18日、笠松町役場監査委員室において、平成27年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので御報告します。

事業収益については、給水戸数が前年度対比1.9%上昇したものの、料金収入である給水収益が前年度対比0.1%の上昇にとどまり、その結果、収入総額は前年度対比5.2%減の2億4,473万3,965円となっております。

一方、事業費は、減価償却費、支払利息などが増加したものの、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、資産減耗費、その他特別損失が減少したことにより、支出総額は前年度対比7.6%減の2億1,492万6,800円となり、純利益は2,980万7,165円の黒字決算となっております。これは経営の効率化、財政の健全化が図られてきた成果として評価できるものであります。

また、資本的収支におきましては、前年度実施した第4水源地機械電気設備等の更新工事に関連し、収入が前年度対比72.0%、支出は47.7%低下しております。

今後の水道事業については、今年度策定される水道ビジョン及び経営戦略をもとに、水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強い信頼性の高い水道を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金につきましては滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書をごらんください。

なお、審査に付されました決算書類はいずれも法令で定める様式に準じて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。以上。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について及び第48号議案 松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の締結についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案及び第48号議案を先議することに決しました。

第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

第48号議案 松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明9月3日から9月12日までの10日間は議案精読のため休会とし、9月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月3日から9月12日までの10日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（岡田文雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも一日ありがとうございました。よろしく願いいたします。

散会 午後1時30分

